

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の  
人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する等  
の条例案

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の  
人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する等  
の条例

（札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設  
備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 1 条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、  
設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次の  
ように改正する。

- (1) 第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- (2) 第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を  
確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電  
子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない  
方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される  
ものをいう。第 417 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」  
に改める。
- (3) 第 14 条中「第 95 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに第 2 項第 5 号及び  
第 6 号」を「第 95 条第 1 項第 7 号及び第 8 号並びに第 2 項第 7 号及び第  
8 号」に改める。
- (4) 第 24 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次  
の 2 号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5) 第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(6) 第42条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(7) 第42条第3項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(8) 第44条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(9) 第49条第1項第1号中「第54条第4号」を「第54条第6号」に改める。

(10) 第50条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(11) 第54条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(12) 第58条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (13)第58条第3項第2号中「第4号」を「第5号」に改める。
- (14)第61条ただし書及び第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- (15)第72条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (16)第78条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (17)第78条第3項第1号中「第7号」を「第8号」に改める。
- (18)第81条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第2条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- (19)第85条第5号中「指定居宅サービス等をいう」の次に「。第255条第2号及び第273条第2号において同じ」を加え、「次条第5項、第140条第4号及び第141条第6項」を「次条第6項、第140条第6号及び第141条第7項」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第

6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(20) 第86条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(21) 第88条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(22) 第88条第3項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(23) 第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(24) 第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(25) 第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(26) 第97条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第5号、同条第2項第4号及び同条第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(27) 第97条第3項第2号中「第4号」を「第5号」に改める。

(28) 第101条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(29) 第105条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(30) 第112条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(31) 第112条第3項第1号中「第6号」を「第7号」に改め、同項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(32) 第133条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(33)第137条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(34)第140条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(35)第141条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(36)第145条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第140条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(37)第145条第3項第1号中「第6号」を「第7号」に改め、同項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(38)第149条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(39)第155条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項

を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(40) 第166条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(41) 第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(42) 第 179 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(43) 第 181 条中「、第 166 条及び第 167 条」を「及び第 166 条から第 167 条まで」に改める。

(44) 第 184 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(45) 第 190 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 5 号を第 4 号とする。

(46) 第 191 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）」を「札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年条例第 5 号）」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「前項第 3 号及び第 4 号」を「前項第 2 号及び第 3 号」に改める。

(47) 第 192 条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟をいう。第 202 条第 2 号において同じ。）」を削る。

(48) 第 194 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研



修を定期的を実施すること。

(49) 第202条第2号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「又は老人性認知症疾患療養病棟に」を「に」に改める。

(50) 第204条中「及び第166条」を「、第166条及び第166条の2」に改める。

(51) 第207条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護事業所の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第375条第1項」の次に「から第4項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) ユニット及び浴室を設けること。

(2) 前号のユニットの基準は、次のとおりとする。

ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。

イ 病室

(ア) 病室1室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人としてすることができる。

(イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とする。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 共同生活室

(ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

#### エ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### オ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(4) 機能訓練室を設ける場合は、床面積を40平方メートル以上とし、必要な器械及び器具を備えること。

(5) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(6) 前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(7) 第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(8) 前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) ユニット及び浴室を設けること。

(2) 前号のユニットの基準は、次のとおりとする。

ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。

イ 病室

(ア) 病室1室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人としてすることができる。

(イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。

(ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とする。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とする。

(オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 共同生活室

(ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。

(ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とする。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

エ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

オ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上とする。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室その他の設備が配置されている廊下の幅は、

2. 7メートル以上とすること。

(4) 機能訓練室を設ける場合は、機能訓練を行うために十分な広さとし、必要な器械及び器具を備えること。

(5) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(6) 前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(7) 第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(8) 前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

(52)第209条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(53)第214条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(54)第215条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(55)第216条中「第166条」の次に「、第166条の2」を加える。

(56)第218条に次の1項を加える。

10 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「数)」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。

(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、並びに当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(57) 第219条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(58) 第228条の次に次の1条を加える。

（口腔衛生の管理）

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(59) 第234条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
  - 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
  - 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
  - 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- (60)第237条中「及び第159条」を「、第159条及び第166条の2」に改める。
- (61)第241条ただし書及び第251条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- (62)第255条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(63) 第255条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（次条、第273条及び第274条において「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(64) 第256条第1項中「内容」の次に「、当該サービスの実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、その実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

(65) 第261条第1項中「重要事項」の次に「（次項及び第3項において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次

の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(66)第262条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(67)第262条第3項第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

(68)第268条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(69)第273条中第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(70)第273条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(71)第274条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の



提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(72)第275条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3)第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(73)第275条第3項第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

(74)第293条第1項第1号中「第298条第4号」を「第298条第6号」に改める。

(75)第298条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3)指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(76)第303条第1項第2号中「第308条第15号」を「第308条第16号」に改める。

(77)第308条第14号中「及び第10号」を「、第9号及び第12号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8)指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(9)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(78)第309条第4項中「前条第14号」を「前条第16号」に改める。

(79)第311条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の

規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(80)第315条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「、同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「をいう。）」を「をいう。第405条及び第415条において同じ。）」に、「第6号及び第340条第6号」を「第7号及び第340条第7号」に改め、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10)指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(81)第315条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5)医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

(82)第336条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準第2条又は介護医療院基

準第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(83)第340条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10)指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(84)第340条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5)医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。

(85)第348条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(86)第357条中「、第167条」を「から第167条まで」に改める。

(87)第366条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前

号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

(88)第367条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

(89)第368条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(90)第369条中「第166条」の次に「、第166条の2」を加える。

(91)第375条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第207条第1項」の次に「から第4項まで」を加え、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) ユニット及び浴室を設けること。

(2) 前号のユニットの基準は、次のとおりとする。

ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとする。

## イ 病室

- (ア) 病室1室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。
- (ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。
- (エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。  
ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

## ウ 共同生活室

- (ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。
- (ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (エ) 必要な設備及び備品を備えること。

## エ 洗面設備

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

## オ 便所

- (ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (3) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (4) 機能訓練室を設ける場合は、床面積を40平方メートル以上とし、必要な器械及び器具を備えること。

- (5) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (6) 前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (7) 第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- (8) 前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) ユニット及び浴室を設けること。
- (2) 前号のユニットの基準は、次のとおりとする。
  - ア 一のユニットの利用者の定員 原則として10人以下とし、15人を超えないものとすること。

イ 病室

- (ア) 病室1室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 共同生活室に近接して一体的に設けること。
- (ウ) 2以上のユニットに属してはならないこと。
- (エ) 病室1室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。  
ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (オ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ウ 共同生活室

- (ア) 当該共同生活室が属するユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 2以上のユニットに属してはならないこと。
- (ウ) 共同生活室1室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室

が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

#### エ 洗面設備

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

#### オ 便所

(ア) 病室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、両側にユニット、機能訓練室、浴室その他の設備が配置されている廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

(4) 機能訓練室を設ける場合は、機能訓練を行うために十分な広さとし、必要な器械及び器具を備えること。

(5) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(6) 前3号に規定する設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものであること。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(7) 第2号ウの共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(8) 前各号に規定するもののほか、非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

(92)第376条中「第166条」の次に「、第166条の2」を加える。

(93)第381条に次の1項を加える。

10 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「数)」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。

(1) 第386条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(94) 第386条中「第111条」の次に「、第166条の2」を、「第225条」の次に「、第228条の2」を加える。

(95) 第405条中第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(96) 第405条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。



(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（次条、第415条及び第416条において「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(97) 第406条第1項中「提供期間」の次に「、当該サービスの実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

(98) 第415条中第5号を第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(8) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(99) 第415条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に

次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

(100) 第416条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(101) 第417条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年条例第55号)の一部を次のように改正する。

(1) 第5条第2項中「を35」を「(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えて得た数。次項において同じ。)を44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び

指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項の員数の基準は、利用者の数を49で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とする。

(2) 第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

(3) 第7条第2項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回

数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

(4) 第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5) 第16条第13号の2中「医師若しくは歯科医師」を「医師等」に改め、同条第14号ア中「利用者の居宅を訪問し、当該」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接することについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

(6) 第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

(7) 第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(8) 第32条第2項第2号エ中「第16条第14号イ」を「第16条第14号ウ」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 第32条第3項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(10) 第34条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(1) 第7条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改める。

(2) 第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(3) 第10条第2項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第243条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

(4) 第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次

に次の２号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5) 第３５条第１項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(6) 第４３条第２項中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5) 第２５条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(7) 第４３条第３項第２号中「第７号」を「第８号」に改める。

(8) 第４８条第３項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第４項中第１１号を削り、第１２号を第１１号とし、同条第５項ただし書及び第６項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

(9) 第４９条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

(10) 第５２条中第７号を第９号とし、第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(11) 第５９条第２項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を

第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(12) 第59条第3項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(13) 第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(14) 第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(15) 第60条の19第2項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(16) 第60条の19第3項第1号中「第7号」を「第8号」に改め、同項第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

(17) 第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(18) 第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(19) 第60条の37第2項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(20)第60条の37第3項第1号中「第8号」を「第9号」に改め、同項第2号中「第7号」を「第8号」に改める。

(21)第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(22)第66条第2項中「介護保険施設若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

(23)第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(24)第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(25)第72条第1項中「及び次条」を削る。

(26)第80条第2項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(27)第80条第3項第1号中「第7号」を「第8号」に改め、同項第2号中「第6号」を「第7号」に改める。

(28)第83条第6項中「おいては」を「おいて」に改め、同項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

(29)第84条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。



(30)第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(31)第107条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(32)第111条第1項第2号中「1人」を「1」に改め、同号ただし書中「介護従業者」を「認知症対応型共同生活介護従業者」に改める。

(33)第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

(34)第118条第7項第1号及び第3号中「介護従業者」を「認知症対応型共同生活介護従業者」に改める。

(35)第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあるこ

と等により」を削る。

(36)第124条第3項中「介護従業者（）」を「認知症対応型共同生活介護従業者（）」に改め、同条第4項中「介護従業者」を「認知症対応型共同生活介護従業者」に改める。

(37)第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者又は認知症対応型共同生活介護従業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能

となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

(38)第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

(39)第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件をいずれも満たす場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「数)」とあるのは、「数)に0.9を乗じて得た数」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(40)第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(41)第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医

療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者又は地域密着型特定施設従業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

(42)第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

(43)第153条第9項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(44)第154条第1項第6号ア中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

(45)第167条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わな

ればならない。

(46)第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(47)第174条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。この場合において、指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(48)第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設の設置者は、入所者が協力医療機関

その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

(49) 第179条中「及び第60条の17（第5項を除く。）」を「、第60条の17（第5項を除く。）及び第107条の2」に改める。

(50) 第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(51) 第191条中「除く。）」の次に「、第107条の2」を加える。

(52) 第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

(53) 第194条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

(54) 第199条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(55) 第204条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

(56) 第207条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(57)第210条第2項中「指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営」を「指定居宅サービス事業等」に改める。

(58)第211条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の」を「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の」に改める。

(59)第217条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10)指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(60)第219条第6項中「おいては」を「おいて」に改め、同項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

(61)第220条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(62)第225条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(63) 第226条中「、第107条及び第108条」を「及び第107条から第108条まで」に改める。

(64) 第232条第1項第2号ただし書中「介護従業者」を「介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」に改める。

(65) 第233条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

(66) 第236条第3項第1号及び第3号中「介護従業者」を「介護予防認知症対応型共同生活介護従業者」に改める。

(67) 第237条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

(68) 第238条中「第105条」の次に「、第107条の2」を加える。

(69) 第243条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年条例第56号)の一部を次のように改正する。

(1) 第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(2) 第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者



が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(3) 第7条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

(4) 第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行

い、利用者の同意を得なければならない。

(5) 第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

(6) 第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「次章」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

(7) 第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(8) 第31条第2項第2号オ中「第33条第16号ウ」を「第33条第16号オ」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 第31条第3項第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

(10) 第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（次号において「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(2)の3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(11) 第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、当該」を「、」に改め、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行

うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接することについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(12)第33条に次の1号を加える。

(29)指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。

(13)第35条の表中

「

前条	第35条において準用する前条
指定介護予防支援提供証明書	基準該当介護予防支援提供証明書

を

」

「

前条第1項	第35条において準用する 前条第1項
指定介護予防支援提供証明書	基準該当介護予防支援提供 証明書

に、

「

第33条第15号ウ	第35条において準用する 第33条第15号ウ
-----------	---------------------------

を

「

第33条第16号オ	第35条において準用する 第33条第16号オ
-----------	---------------------------

に、

「

第31条第2項第3号
第31条第2項第4号
第31条第2項第5号

を

「

第31条第2項第4号
第31条第2項第5号
第31条第2項第6号

に改

」

」

める。

(14)第36条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第64号)の一部を次のように改正する。

(1)第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(2)第25条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、養護老人ホームの設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームの設置者等からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(3) 第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合

においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

(4) 第46条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(5) 第47条第2項中「、次条及び第49条」を「及び次条から第49条の2まで」に改める。

(6) 第49条の次に次の1条を加える。

(入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第49条の2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(7) 第59条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(8) 第61条中「及び第49条の」を「、第49条及び第49条の2の」に、「、次条及び第49条」を「及び次条から第49条の2まで」に、「及び第49条」を「、第49条及び第49条の2」に改める。

(9) 第67条中「及び第41条から第48条まで」を「、第41条から第48条まで及び第49条の2」に、「、次条及び第49条」を「及び次条から第49条の2まで」に、「及び第48条」を「、第48条及び第49条の2」に改める。

(10) 第71条中「第47条まで」の次に「、第49条の2」を加え、「、次条及び第49条」を「及び次条から第49条の2まで」に改め、「第46条ま

で」の次に「、第49条の2」を加える。

(札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年条例第67号)の一部を次のように改正する。

(1) 第6条第2項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

(2) 第24条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設の設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(3) 第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(4) 第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかななければならない。この場合において、指定介護老人福祉施設の設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設の設置者等からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設

設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

- (5) 第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。
- 2 指定介護老人福祉施設の設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
  - 3 指定介護老人福祉施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
  - 4 指定介護老人福祉施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
  - 5 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- (6) 第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 3 指定介護老人福祉施設の設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- (7) 第40条の2の次に次の1条を加える。
- （入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）



第40条の3 指定介護老人福祉施設の設置者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

(8) 第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(9) 第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

(1) 第3条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上（看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。）

(2) 第3条第6項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(3) 第6条第2項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供される

ものをいう。第54条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)に改める。

- (4) 第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。
- (5) 第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- (6) 第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護老人保健施設の設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、介護老人保健施設の設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該介護老人保健施設の設置者等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- (7) 第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。
- 2 介護老人保健施設の設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
  - 3 介護老人保健施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り

決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設の設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

(8) 第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設の設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(9) 第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設の設置者は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

(10) 第51条第2項第1号及び第2号中「介護職員又は看護職員」を「看護・介護職員」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(11) 第54条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ

る情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- (2) 第12条第3項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第51条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。
- (3) 第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。
  - 2 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
    - (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - (2) 当該軽費老人ホームの設置者等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - 3 軽費老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
  - 4 軽費老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
  - 5 軽費老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関

である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

(4) 第28条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームの設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(5) 第38条第8項ただし書及び第47条第2項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(6) 第51条第1項中「、交付」及び「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(1) 第7条第2項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

(2) 第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

(3) 第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

(4) 第34条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

介護医療院の設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合において、介護医療院の設置者は、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該介護医療院の設置者等からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(5) 第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院の設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

3 介護医療院の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院の設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院の設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合にお

いては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

- (6) 第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条の次に次の1項を加える。

3 介護医療院の設置者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

- (7) 第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院の設置者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

- (8) 第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

- (9) 第55条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第4号)の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第2項から附則第4項までを次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項（指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第85条第1項の指定居宅療養管理指導事業者をいう。）及び指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第88条第1項の指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。）に適用される場合に限る。）及び第40条の2（居宅サービス等基準条例第98条及び第319条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における居宅サービス等基準条例第96条（居宅サービス等基準条例第319条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、居宅サービス等基準条例第96条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における居宅サービス等基準条例第32条の2（居宅サービス等基準条例第98条及び第319条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、居宅サービス等基準条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(2) 附則第5項及び附則第6項を削る。

(3) 附則第7項中「新老福基準条例第45条第1項第1号」を「第7条の規



定による改正後の札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「老福基準条例」という。）第45条第1項第1号」に、「新老福基準条例第4条第1項第4号ア」を「老福基準条例第4条第1項第4号ア」に改め、同項を附則第5項とする。

- (4) 附則第8項中「新居宅サービス等基準条例」を「居宅サービス等基準条例」に、「、新養護・特養基準条例」を「、第2条の規定による改正後の札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「養護・特養基準条例」という。）」に、「、新地密サービス等基準条例」を「並びに第4条の規定による改正後の札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「地密サービス等基準条例」という。）」に改め、「並びに新療養基準条例第43条第2項第1号、第44条第2項第1号及び第45条第2項第1号」を削り、同項の表を次のように改める。

居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号	入居定員	利用定員
	老福基準条例第4条第1項第4号ア	居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号
	第52条第2項	第179条第2項
居宅サービス等基準条例第355条第6項第1号	入居定員	利用定員
	老福基準条例第4条第1項第4号ア	居宅サービス等基準条例第344条第1項第3号
	第52条第2項	第357条において準用する第179条第2項
養護・特養基準条例第54条第4項第1号	老福基準条例第4条第1項第4号ア	養護・特養基準条例第35条第1項第4号ア
	第52条第2項	第59条第2項
養護・特養基準条例第	老福基準条例第4条第	養護・特養基準条例第

69条第4項第1号	1項第4号ア	64条第1項第4号ア
	第52条第2項	第71条において準用する第59条第2項
地密サービス等基準条例第182条第1項第1号	老福基準条例第4条第1項第4号ア	地密サービス等基準条例第153条第1項第4号ア
	第52条第2項	第189条第2項

(5) 附則第8項を附則第6項とし、附則第9項から附則第12項までを削る。

(札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

第11条 札幌市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第69号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第66条、第72条、第78条及び第81条の改正規定、同条例第85条の改正規定（「第255条第2号及び第273条第2号において同じ」を加える部分を除く。）、同条例第86条、第88条、第95条、第97条、第137条、第140条、第141条、第145条、第303条、第308条、第309条及び第311条の改正規定、同条例第315条の改正規定（「第5条」を「第5条第1項」に改め、「担当職員」の次に「、同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「をいう。」を「をいう。第405条及び第415条において同じ。」に改める部分を除く。）並びに同条例第336条及び第340条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「居宅サービス等基準条例」という。）第34条第3項(居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、

第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第248条、第296条、第301条、第306条、第313条、第319条、第338条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条、第386条及び第396条において準用する場合を含む。)及び第261条第3項(居宅サービス等基準条例第265条、第276条、第403条、第408条及び第413条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第25条第3項(同条例第33条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「地密サービス等基準条例」という。)第35条第3項(地密サービス等基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第215条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第24条第3項(同条例第35条において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「老福基準条例」という。)第34条第3項(老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の札幌市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「老健基準条例」という。)第34条第3項(老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の札幌市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第28条第3項(同条例第42条及び第50条において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「医療院基準条例」という。)第35条第3項(医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、居宅サービス等基準条例第155条第6項(居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第174条第8項、第194条第6項、第209条第8項、第348条第3項(居宅サービス等基準条例第357条、第359条の3及び第364条において準用する場合を含む。)及び第368条第3項(居宅サービス等基準条例第376条において準用する場合を含む。)並びに地密サービス等基準条例第93条第7号、第199条第7号及び第225条第3項の規定の適用については、これらの規定(地密サービス等基準条例第93条第7号及び第199条第7号を除く。)中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、地密サービス等基準条例第93条第7号及び第199条第7号中「講じる」とあるのは「講じるよう努める」とする。

(利用者の安全及び介護サービスの質の確保並びに職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、居宅サービス等基準条例第166条の2(居宅サービス等基準条例第181条、第181条の3、第188条、第204条、第216条、第237条、第349条、第357条、第359条の3、第364条、第369条、第376条及び第386条において準用する場合を含む。)、地密サービス等基準条例第107条の2(地密サービス等基準条例第129条、第150条、第179条、第191条、第204条、第226条及び第238条において準用する場合を含む。)、第5条の規定による改正後の札幌市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「養護・特養基準条例」という。)第49条の2(養護・特養基準条例第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。)、老福基準条例第40条の3(老福基準条例第54条において準用する場合を含む。)、老健基準条例第39条の3(老健基準条例第53条において準用する場合を含む。)並びに医療院基準条例第40条の3(医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努め

なければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、居宅サービス等基準条例第228条の2（居宅サービス等基準条例第386条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 6 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、地密サービス等基準条例第174条第1項（地密サービス等基準条例第191条において準用する場合を含む。）、養護・特養基準条例第25条第1項（養護・特養基準条例第50条、第61条、第67条及び第71条において準用する場合を含む。）、老福基準条例第33条第1項（老福基準条例第54条において準用する場合を含む。）、老健基準条例第33条第1項（老健基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び医療院基準条例第34条第1項（医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(理由)

介護保険サービス等の人員、設備、運営等に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市における当該基準を改める等のため、本案を提出する。